

平成 29 年 網走市議会  
総 務 経 済 委 員 会 会 議 録  
平成 29 年 6 月 15 日（木曜日）

○日時 平成29年 6 月 15 日 午前10時53分開会

○場所 委員会室

○議件

1. 議案第 1 号 平成29年度網走市一般会計補正  
予算中、所管分
2. 議案第 2 号 平成29年度網走市公共下水道特  
別会計補正予算
3. 議案第 4 号 網走市税条例の一部を改正する  
条例制定について
4. 議案第 5 号 網走市都市計画税条例の一部を  
改正する条例制定について
5. 議案第 6 号 網走市職員退職手当支給条例の  
一部を改正する条例制定につい  
て
6. 議案第 9 号 網走市簡易水道事業条例の一部  
を改正する条例制定について
7. 議案第10号 網走市公共下水道スラッジセン  
ター脱水設備外更新工事  
(機械) 請負契約の締結につい  
て
8. 議案第11号 網走市消化ガス発電設備設置工  
事請負契約の締結について
9. 議案第12号 財産の購入について
10. 議案第13号 市道の路線認定について
11. 議案第14号 辺地に係る公共的施設の総合整  
備計画の変更について
12. 請願第14号 地方財政の充実・強化を求める  
意見書提出についての請願
13. 請願第15号 平成29年度北海道最低賃金改正  
等に関する意見書提出について  
の請願
14. 陳情第33号 テロ等準備罪の立法について必  
要な事実を正確に伝えながら国  
民的議論を喚起することを求め  
る陳情
15. その他
  - (1) 所管事務調査の実施について
  - (2) 行政視察について
  - (3) 作況調査の実施について

委 員 長

副 委 員 長

委 員

金 兵 智 則

立 崎 聡 一

小田部 照

川原田 英 世

永 本 浩 子

古 都 宣 裕

松 浦 敏 司

渡 部 眞 美

○欠席委員（0名）

○委員外議員（0名）

○傍聴議員（4名）

井 戸 達 也

佐々木 玲 子

田 島 央 一

山 田 庫司郎

○説明者

副 市 長

企画総務部長

農林水産部長

観光商工部長

観光商工部参事監

建設港湾部長

水 道 部 長

職 員 課 長

財 政 課 長

税 務 課 長

農 林 課 長

観 光 課 長

観光商工部参事

建 築 課 長

都市整備課長

都市管理課長

都市管理課参事

港 湾 課 長

上 水 道 課 長

下 水 道 課 長

川 田 昌 弘

岩 永 雅 浩

川 合 正 人

後 藤 利 博

二 宮 直 輝

石 川 裕 将

佐々木 浩 司

小 松 広 典

林 幸 一

伊 倉 直 樹

梅 津 義 則

大 西 広 幸

高 井 秀 利

小 原 功

立 花 学

高 橋 勉

阿 部 昌 和

山 本 規与思

吉 田 憲 弘

中 村 昭 彦

○出席委員（7名）

## ○事務局職員

|       |         |
|-------|---------|
| 事務局 長 | 大 島 昌 之 |
| 次 長   | 細 川 英 司 |
| 総務課主査 | 寺 尾 昌 樹 |
| 係     | 金 川 由 樹 |

午前10時53分開会

**○金兵智則委員長** ただいまから総務経済委員会を開会いたします。

本日の委員会ですが、先ほど付託されました議案11件、請願2件、陳情1件の合計14件について審査します。

審査の進行につきましては、最初に農林水産部、観光商工部、建設港湾部関係の議案を審査し、理事者入れかえ後、企画総務部、水道部関係の議案を審査します。

再度、理事者入れかえのあと、当委員会に付託されています請願・陳情の審査を行います。

そのあと、その他として所管事務調査の実施について、行政視察の実施について、作況調査の実施について協議をいたします。

そのような流れでいきたいというふうに思っております。

それでは、議案第1号農林課所管分から順に説明を求めます。

まず、地域連携長いも高付加価値化推進事業について説明を求めます。

**○梅津義則農林課長** 議案資料5ページをごらんください。

平成29年度一般会計補正予算中、当課所管分地域連携長いも高付加価値化推進事業について御説明を申し上げます。

1の補正の理由及び内容についてでございますが、大空町、東京農大及びオホーツク網走農協、網走市の4者で連携して取り組んでおります長いもの高付加価値化調査につきまして、昨年度実施した地方創生加速化交付金事業の調査報告を受け、事業内容を精査した結果、需用費が増額となったことから、次の経費を追加補正するものです。

経費使途といたしましては、地域連携長いも高付加価値化推進事業負担金として、500万円となっております。

経費追加となった理由といたしましては、本年度実施予定の機能性物質の抽出、安定化研究や家畜への効果調査、園芸食材への活用の調査項目の増加と

いうことによるものです。

2の補正額につきましては、(1)の歳出予算、(2)の歳入予算の表のとおりでございます。

なお、交付金につきましては6月1日付で採択の決定を受けているものでございます。

以上で説明を終わります。

**○金兵智則委員長** それでは質疑を行います。

**○永本浩子委員** 長いもの高付加価値化推進事業ということで、前回代表質問で質問したときも、現在インフルエンザウイルスに対する効果ということ、その成分抽出を安価にたくさん抽出できる方法に関して、特許申請中という網走市にとってとてもうれしい内容のお話があったかと思うのですけれども、現時点でその後の進展状況などわかるものがあれば教えていただきたいと思うのですけれども。

**○川合正人農林水産部長** インフルエンザウイルスに効くと言われておりますリオスコリンの抽出方法について、東京農大とJAオホーツク網走で今、現在特許出願中ではありますが、まだ特許の取得というところまでいっていないところであります。

現在も、リオスコリンの抽出方法については、生成方法をより確実により多く効率的に抽出できるような研究をこれからもしていきたいというふうに考えています。

**○永本浩子委員** その内容が認められて予算もふえたのだと思いますので、市にとってもこれが一つの大きな産業の流れになっていけばとてもいいことだと思いますので、また、しっかりとその辺を推進していただけますように、きちんと予算をいい形で使っていただきますようお願いいたします。

以上です。

**○金兵智則委員長** 他にございますか。

**○川原田英世委員** 長いもの高付加価値化ということで、増額になっているということで、この取り組みはすばらしいものだなと私も思っているのですが、高付加価値化というよりも新たな用途の開発になってくるといような認識があって、高付加価値化という言葉がちょっとなじまないなと思いながら聞いていたのですけれども、そこで負担金ということでありますので、大空町、東京農大、JAオホーツク網走のそれぞれが負担をされていると思うのですが、その負担のそれぞれの金額、割合を教えてくださいと思います。

**○梅津義則農林課長** 負担の内訳ですが、網走市が今回補正をいたしまして1,000万円、大空町が300万

円、J Aオホーツク網走が200万円、総額で1,500万円の需用費を予定しております。

**○川原田英世委員** 総額1,500万円のうち市が1,000万円ということで、国からの補助金もあるものですが、特段ないのですけれども、一つ伺いたいのですが、長いものというどうしても東藻琴というイメージがあって、市内の長いものは余り聞かないのですけれども、栽培の割合だとか、そういった数字をお持ちでしたら教えていただきたいのですけれども。

大空町と網走市で全体の収量の何割を生産しているかという数字を、もしお持ちでしたら教えていただきたいのですが。

**○川合正人農林水産部長** 長いもの東藻琴と網走市の面積割合ということですが、現在、数字が手元にはございませんが、網走も南部地区のほうで盛んに生産をしてございます。

当初から、網走市とJ Aオホーツク網走が主体的になっていたということもありまして、網走市のほうが今回も主体的に動こうということで、こういう配分になったところであります。

**○川原田英世委員** 経緯について、よくわかりました。

やはり高付加価値化は進んで、農家さんがより生産をふやしていける体制づくりが重要だと思いますので、さらに進めていっていただければというふうに思います。

以上です。

**○金兵智則委員長** 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、続きまして、オホーツク網走マラソン開催負担金について説明を求めます。

**○高井秀利観光商工部参事** 議案資料6ページを graag 願います。

平成29年度一般会計観光振興費補正予算オホーツク網走マラソン開催負担金について御説明いたします。

補正の理由及び内容についてですが、オホーツク網走マラソンの開催に対するスポーツ振興くじ助成金、通称totoの交付決定に伴い、その財源を補正するものであります。

補正額についてですが、歳入では、諸収入のオホーツク網走マラソン開催助成金として、712万円の追加補正を行うものです。

これに伴いまして、一般財源の所要額が712万円

の減額となります。

以上で説明を終わります。

**○金兵智則委員長** 質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なしと認めます。

それでは続きまして、市道雨水管移設事業について説明を求めます。

**○高橋勉都市管理課長** 議案資料7ページを graag ください。

議案第1号平成29年度一般会計土木総務費補正予算市道雨水管移設事業について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります。北海道が実施します右の沢川砂防工事に伴いまして、桂町5丁目付近から錦町へ接続している市道雨水管の移設が必要となったため、記載の実施設計調査費と移設工事費の合計2,543万4,000円の経費を追加補正するものです。

2の補正額であります。2,543万4,000円を新たに追加補正するもので、財源内訳は、道負担金が2,262万6,000円、一般財源が280万8,000円で、歳入予算につきましては、記載のとおりでございます。

補正予算の説明については以上です。

**○金兵智則委員長** 質疑ございますか。

**○古都宣裕委員** 右の沢川砂防工事に伴いということで、砂防工事自体がいつ始まって、その前に、多分移設をしなければいけないということなのですか。このスパンとしては、いつからいつまでにかけて行うというのは決まっているのでしょうか。

**○高橋勉都市管理課長** 北海道が実施します砂防工事自体は、本年度9月ごろに着工されるというふうに聞いております。

具体的には、支障物件となります今回の雨水管の下流部から着手するという事でお聞きしております。

現時点で完成の予定等については、把握してございません。

**○古都宣裕委員** 砂防工事に対しては9月ごろ始まるということで、移設をするためにということ、9月までには移設が終わるという形なのでしょうか。

こちらの移設は、いつからいつまでの間でやるような計画になっているのでしょうか。

**○高橋勉都市管理課長** 移設に伴いまして、まず市の工事としましては、工事の前に実施設計調査を行います。

その後、調査の実施設計の数値等をもとに、工事については12月ごろになるという予定でございます。

なお、先ほど申し上げましたとおり、北海道の事業も9月ごろから始まるということですが、この移設の市道の雨水管が接続されている下の部分、錦町側から砂防工事が始まるということで、市の移設が完了しなければ、北海道の砂防工事が実施できないという部分ではございません。

**○金兵智則委員長** よろしいでしょうか。

**○古都宣裕委員** いいです。

**○金兵智則委員長** 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ次に移ります。

続きまして、都市整備課所管分で道路ストック修繕事業、潮見鱒浦線歩道整備事業、一中グランド線歩道整備事業を一括して説明を求めます。

**○立花学都市整備課長** 議案資料8ページをごらんください。

平成29年度一般会計道路橋梁新設改良費補正予算道路ストック修繕事業について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります。社会資本整備総合交付金事業における国庫補助金の減額に伴い、道路整備に係る工事費2,250万円を減額補正するものでございます。

道路ストック修繕事業では、北浜地区の山里浜小清水線延長270メートル、中園地区の呼人東藻琴線延長460メートルの舗装修繕工事を予定しておりましたが、国庫補助金の減額に伴い山里浜小清水線の舗装修繕を取りやめ、事業進捗の遅れている呼人東藻琴線延長420メートルの整備を行うこととするものでございます。

補正額であります。補正前の額が5,000万円だったのを、今回、2,250万円減額補正し、補正後の額を2,750万円とするもので、財源内訳につきましては記載のとおりでございます。

歳入予算については記載のとおりでございます。

また、予定しております施工箇所につきましては、9ページに記載の位置図を御参照願います。

次に、議案資料10ページをごらんください。

平成29年度一般会計道路橋梁新設改良費補正予算潮見鱒浦線歩道整備事業について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります。社会資本整備総合交付金事業における国庫補助金の減額に伴い、

歩道整備に係る工事費1,500万円、土地購入費400万円、合計1,900万円を減額補正するものでございます。

潮見地区の潮見鱒浦線歩道整備事業では、歩道整備工事延長150メートル、面積3,770平米の土地購入を予定しておりましたが、国庫補助金の減額に伴い、歩道整備工事延長60メートルの整備、面積1,450平米の土地購入を行うこととするものでございます。

補正額であります。補正前の額が3,100万円だったのを、今回、1,900万円減額補正し、補正後の額を1,200万円とするもので、財源内訳につきましては記載のとおりでございます。

歳入予算については記載のとおりでございます。

また、予定しております施工箇所につきましては、11ページに記載の位置図を御参照願います。

次に、議案資料12ページをごらんください。

平成29年度一般会計道路橋梁新設改良費補正予算一中グランド線歩道整備事業について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります。社会資本整備総合交付金事業における国庫補助金の減額に伴い、歩道整備に係る測量設計費200万円、工事費500万円、補償費100万円、合計800万円を減額補正するものでございます。

台町地区の一中グランド線歩道整備事業では、歩道整備に係る測量・設計、水道補償、歩道整備工事を予定しておりましたが、国庫補助金の減額に伴い工事を取りやめるものでございます。

補正額であります。補正前の額が800万円だったのを、今回、800万円全額を減額するものでございます。

財源内訳につきましては記載のとおりでございます。

歳入予算についても記載のとおりでございます。

また、予定しておりました施工箇所につきましては、13ページに記載の位置図を御参照願います。

以上が、都市整備課所管分の補正予算でございます。

**○金兵智則委員長** 質疑に入ります。

**○永本浩子委員** 今の御説明で、予定していた工事が大分取りやめになったり、縮小になったりということなのですが、この国庫補助金が減額になった理由というのはどういうことなのでしょう。

**○立花学都市整備課長** 社会資本整備総合交付金事

業につきましては、北海道の中でこのような歩道整備であるとか、道路ストック修繕事業を取りまとめた形で、国への予算を前年度に要求を上げております。

その中で、北海道のほうで全道的な配分をいたしまして、網走市につきましては、今回内示といたしましてこの金額が配分されたという状況でございます。実際に、全国的にも老朽化が非常に進んでいるという状況から、予算の総体的な枠が非常に限られているという中で減額されているということで考えているところでございます。

**○永本浩子委員** わかりました。

もしかしたら、去年の台風被害ということで北海道内ほかにもかなり被害が出たところがあったので、もしかしたらそちらのほうに予算を多く配分したということがあったのかなと思ったのですが、それとはまた別の問題ということでよろしいでしょうか。

**○立花学都市整備課長** 災害に関しては、別立ての予算として確保されておりますので、全体的な社会資本総合交付金の道路修繕、道路ストックに係る交付金については、全国的なその前年度ベースでは、ほぼ横並びの金額になっているということでお聞きしております。金額としては、国の予算措置としては、従来からそう変わっていないのですが、先ほど御説明したように、全国的な修繕を必要とする路線がふえてきているということが現状だと思っております。

**○永本浩子委員** わかりました。

**○金兵智則委員長** 他にございますか。

**○松浦敏司委員** ここ数年、こういった形で国の減額ということが出てきているということでありますけれども、市としては、こういった道路や歩道など必要性があって国に申請するというので、今回のこの3件だけでもおよそ5,000万円ということになっていて、今回はだめだけれども、国に対して次にこういった形でこの補助金の要請をしていく考えなのか伺います。

**○立花学都市整備課長** 近年、交付金の内示率が非常に逡巡されているということが、工事の進捗、必要とされるところが進んでいないというのは、原課といたしましても非常に工事がやりたくてもできないという状況でございます。

国のほうから限られた予算の中で、今後の交付金の活用の仕方としては、より一層の選択と集中をし

てくださいという指導をいただいておりますので、さらに選択と集中を考えた中で、限られた予算の中で整備をしていかざるを得ないかなというふうに考えております。

また要望につきましても、その要望額が要望に対して下げられるということでこれまでも続いておりますけれども、私たちとしても、進捗としておくれる分を前年度よりも多く上げていきたいということで考えているところでございます。

**○松浦敏司委員** 非常に大変だと思うのですが、ただやはり必要があって国に要望し、そしてそれをやろうとする。

しかし、それが国の補助対象にならないというか、あるいはここまでというような形で制限されるということで、しかし、場合によっては、市単独でもやらざるを得ない状況になるのかもしれないと思うのですが、その辺はどのようにお考えでしょう。

**○立花学都市整備課長** 全体的な市の財政、お金にかかわってきますので、やはり国のお金を活用しながら、歩道整備・道路ストック修繕等を行うことが、網走市にとっても非常にありがたいことですので、活用としては積極的に進めたいとは思っておりますけれども、緊急性が非常に高まって、国の交付金を待ってられないという状況になれば、市の単独事業を投入するという考えも今後は検討しなければならないというふうに考えております。

**○松浦敏司委員** わかりました。

市の財政状況もありますから、ただ、やはり市民生活にとって、どうしても安全を守らなければならないということが出てきた場合は、対応せざるを得ない状況になるだろうというふうに思いますので、それはしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

**○金兵智則委員長** 他にございますか。

**○古都宣裕委員** まず、8ページのほうなのですが、こちら減額に伴って山里浜小清水線を取りやめた上で、今回、優先として呼人東藻琴線を先にやるということになったのですが、どちらもできれば優先してやりたい部分の中での減額で、やむなしということで山里浜小清水線のほうを削ったと思うのですが、これは、やはり本来であれば、この山里浜小清水線も直さなければいけない。

できれば急ぎたいというところだと思うのですが、これを今回はやめて、今度来年になるのか、ス

パンとしてどのように考えているのかお示してください。

**○立花学都市整備課長** 今回、道路ストック修繕では、従来から山里浜小清水線、呼人東藻琴線の2路線について、平成25年度当時から整備を行ってきております。

計画では、もう既に両路線とも整備としては終わる年次で、当初の計画ではあったのですが、なかなか交付金の減額に伴って進捗としてはおこなっているという状況で、昨年の補正予算等でも活用させていただきながら、進捗としては図ってきているところなのですが、呼人東藻琴線と山里浜小清水線を比較すると、若干、呼人東藻琴線の進捗がおこなっているという状況で、今回配分としては、呼人東藻琴線の1点に絞って整備をしたいということで考えております。

実際に、工事として着手できなかった山里浜小清水線につきましては、29年度に計画している路線について、順次整備を進めていきたいというふうに考えているのですが、残りの整備延長としては、今回の金額は、当初予算として5,000万円の予算を計上していたのですが、5,000万円の予算ベースで残り二、三年がかかるかなということで、私たちとしては、現在のところ計画を持っている状況でございます。

**○古都宣裕委員** わかりました。

なるべく早く進めたい部分もありますけれど、国の予算の関係もあってなかなかうまく進まないのだなというのでもわかりました。

次に、10ページのほうなのですが、これもちょっとずつ延ばしていっていると思うのが、予算が削られたことによって、3分の1程度までに縮小してしまったと思うのですが、今回の減額によってのおくと、ここは確かに歩道がないところなので、完了予定の計画としてどのような形になっているのでしょうか。

**○立花学都市整備課長** 潮見鱒浦線の歩道整備事業につきましては、平成25年度から工事を着手しているところでございます。

全体の整備延長といたしましては、1,260メートルの計画がございまして、平成25年から平成28年までの整備延長で510メートルの区間が完了しているところでございます。

当初は、平成30年を最終年度ということで、順次整備を進めてきているところでございますけれど

も、近年の交付金の減額に伴いまして、現在のところ完成年度といたしましては、平成32年を予定しているところでございます。

**○古都宣裕委員** 了解しました。

ここも、いせの里の高齢の方がいらっしゃる中で、歩道の整備も重々必要だと思いますけれども、順次おこなっているのだなということがわかりました。

次、12ページなのですが、大事業名の中で通学路安全対策事業とある中で、この通学路の安全確保の部分で一中グラウンドの歩道整備ということ、今回、減額によって丸々取りやめてしまっているのですが、これはやはり通学路の安全という部分ではかなり優先度は高いのではないかなと思うのですが、今回、取りやめたことによって、今後の計画としてはどのような形になっているのか、お示してください。

**○立花学都市整備課長** 今回の一中グラウンド線歩道整備事業につきましては、通学路安全プログラムというプログラムの中で、対策が必要となった箇所、1カ所、一路線でございます。

その通学路安全プログラムの対策必要箇所として位置づけられている箇所といたしましては、全体で17路線でございます。

現在、17路線のうち2路線が完了しているのですが、残り15路線でございます。

現在、一中グラウンド線のほかに、今年度整備を予定しております北西3丁目斜め線、それから駒場北1丁目3号線、これにつきまして、現在、工事のほうを今年度進めていきたいというふうに考えております。

全ての15路線、残りの通学路安全対策が必要な路線として集中的にその学区の工事を行っていくということではなく、配分を考えながら計画しているのですが、なかなか、その交付金の内定率が悪いということで、非常に進捗がおこなっているという状況もあるのですが、ひと路線ひと路線を確実に終わらせてから次の路線という形で工事を進めていきたいということもありまして、今回一中グラウンド線については、取りやめをする運びになりました。

その分、北西3丁目斜め線と駒場北1丁目3号線、これを今年度の工事として行っていきたいというふうに考えているところでございます。

**○古都宣裕委員** 内容としてわかりました。

多分残りの15路線についても、それぞれ優先度というのがあると思うのですけれども、近年、気候の変化もあって、のり面がえぐれたりなどそういった部分もありますので、そういった部分も加味しながら、適時やっていただければな、と思います。

以上です。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○川原田英世委員 国庫補助の減額ということで、国の財政状況を見ても人口減少社会に向かっているという観点からも、ここはある程度いたし方ない部分は大きいと思うのですけれども、先ほど松浦議員の質問からの答弁の中で、国のほうからの選択と集中という言葉がありました。

これをどう判断するのかということがすごく重要になってくるのかなと思ひまして、選択と集中にもいろいろな解釈があるのかなと、利用頻度が低いものをなくせという選択と集中なのか、緊急性が高いもののなのか、そういう形であると思うのです。

例えばＪＲで言えば、道知事が選択と集中と言って廃線という方向に向かっていくという考え方がまともなのかですとか、どういうふうに変換と集中という国の方向を捉えたらいいのかというのは非常に疑問がありまして、原課ではどのように把握されて認識されているのか、まずお伺いしたいと思ひます。

○立花学都市整備課長 国の選択と集中という方向性については、限られた予算の中で、そういったキーワードで私たちに選択と集中をしてくださいという形でお話いただいておりますけれども、私たちとしては、事業の中でやはり安全面を一番に考えた選択と集中が必要だというふうには考えているところで、具体的には舗装の修繕等については、長寿命化を図るための道路施設の修繕事業ということで、安全面という状況に至らない舗装修繕であれば、今後は、舗装修繕よりも例えばロードヒーティングの更新であるとか、通学路の安全を図るための歩道整備について、集中的に投資をしていくことが必要ではないかというふうには考えているところでございます。

○川原田英世委員 よくわかりました。

ここの認識を一つ間違えてしまうと、何か違う方向に進んでしまうのかなという気がしまして、確認したかったので、その方向性は僕もその通りだと思いますので、ぜひ進めていただければと思ひます。

以上です。

○金兵智則委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に移ります。

続きまして、港湾課所管分の港湾建設費３件について一括して説明を求めます。

○山本規与思港湾課長 議案資料14ページをごらんください。

平成29年度一般会計港湾建設費補正予算国直轄港湾整備事業負担金について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります、国の予算調整によりまして、当初予算に計上しました要望事業費が変更になりましたことから、負担金4,870万円を減額するものであります。

減額補正となります事業内容は、新港地区南防波堤延伸及び川筋地区物揚場改良事業で、それぞれ施工延長を縮小するものであります。

補正額であります、歳出予算では、補正前の額1億2,000万円を4,870万円減額補正し、補正後の額を7,130万円とするもので、財源内訳は記載のとおりであります。

歳入予算についても、記載のとおりであります。

また、施工箇所につきましては、15ページに記載の位置図を御参照願ひます。

続きまして、議案資料16ページをごらんください。

平成29年度一般会計港湾建設費補正予算第4埠頭岸壁改良事業について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります、国の予算調整によりまして、当初予算に計上しました要望事業費が変更になりましたことから、工事請負費1,500万円を減額補正するものであります。

減額補正となります事業内容は、岸壁エプロンの舗装工事で、舗装面積を縮小するものでございます。

補正額であります、歳出予算では、補正前の額4,500万円を1,500万円減額補正し、補正後の額を3,000万円とするもので、財源内訳は記載のとおりであります。

歳入予算については、記載のとおりであります。

また施工箇所につきましては17ページに記載の位置図を御参照願ひます。

続きまして、議案資料18ページをごらんください。

平成29年度一般会計港湾建設費補正予算新港船揚場改良事業について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります、新港船揚場施設において、船舶上下架レールの損傷箇所が判明しましたことから、上下架施設の安全対策工事に要する経費、工事請負費970万円を追加補正するものであります。

追加補正になります事業内容は、新港船揚場の安全対策として、上下架施設の水中部レールを交換設置するものであります。

補正額であります、歳出予算では補正前の額2,160万円を970万円増額補正し、補正後の額を3,130万円とするもので、財源内訳は記載のとおりであります。

歳入予算についても、記載のとおりであります。

また、施工箇所につきましては19ページに記載の位置図を御参照願います。

港湾課所管の補正予算については、以上でございます。

**○金兵智則委員長** それでは質疑に入ります。

**○古都宣裕委員** これについてもそれぞれ14ページ、16ページ、減額に伴ってそれぞれ5分の2程度、3分の1程度を削っていると思うのですが、これによる計画のおくれはどのような形になっているのでしょうか。

**○山本規与思港湾課長** 減額補正分につきましては、施工延長等縮小するものでございますけれども、次年度分からはその削られた分を増額要望していくことで考えております。

**○古都宣裕委員** それから、18ページの水中ブレードの交換ということだったのですが、でき上がってからしばらく経っている部分もあって、そういった破損箇所も出てくるであろうと思うのですが、それぞれ耐用年数としてはそういったレールの部分というのはまだまだ本来もつのでしょうか。

それともこれから順次出て来そうな形なのでしょうか。

**○山本規与思港湾課長** 耐用年数といたしましては、まだまだ使用が可能でございますけれども、今回レールの破損が判明いたしましたのは、レールの摩耗の頻度が激し過ぎまして、片減りをしていたということで、ほかの箇所については、減りの具合も少なくまだ使用は可能だと考えております。

**○金兵智則委員長** 他にございますか。

**○松浦敏司委員** 場所が場所ですし、海水がかかるというようなことも当然あるわけで、そういう意味では、その部分が多分摩耗が激しいのかなというふ

うに思うのですけれども、ほかの部分ではそういった現象はなく、今回についてはその部分だけが極端に破損が激しいと、こういうことでよろしいでしょうか。

**○山本規与思港湾課長** そのとおりでございます。

**○金兵智則委員長** 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければここで一度、お諮りをいたします。

議案第1号平成29年度網走市一般会計補正予算中、所管分につきましては、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは決定をさせていただきます。

---

**○金兵智則委員長** 続きまして、議案第12号財産の購入についての説明を求めます。

**○阿部昌和都市管理課参事** 議案資料58ページ、資料10号をごらんください。

議案第12号財産の購入について御説明いたします。

1の購入理由ですが、除雪ドーザは、除雪車両としての使用以外に夏季は道路等の補修工事にも使用しており、現有車両につきましては、購入から14年以上が経過し、老朽化による金属疲労や経年劣化と思われる故障により、除雪作業に支障が生じていることから、国の社会資本整備総合交付金建設機械分を活用し、車両更新しようとするものです。

2の購入財産の概要につきましては、13トン級、車輪式の除雪ドーザで、マルチプラウ・簡易着脱装置付でございます。

去る5月25日に指名競争入札を行い、最低入札価格者と仮契約を行っておりまして、購入金額、相手方は資料に記載のとおりでありますことから、網走市財産条例第二条の規定に基づき、議会の議決をいただいた上で本契約を行おうとするものです。

なお、納入期限につきましては、平成30年2月28日としておりますが、可能な限り早い段階での納入を目指しております。

以上です。

**○金兵智則委員長** 質疑に入ります。

**○松浦敏司委員** 必要なものだというふうには理解しているのですが、納入期限ができる限りということですが、1月あたりからが一番使用頻度が高くなるのだらうというふうに思うし、そういったことができる限りという点では、一番いいのは年内ぐらい

に納入になるのが一番ふさわしいかと思うのですが、その辺の見通しというのは、おおよそどのぐらいと考えているのでしょうか。

**○阿部昌和都市管理課参事** 同型車両を平成25年度にも購入した経過がございまして、その際には、年内の11月末に納入された経過がございしますので、今回につきましても、そのように要望していきたいと考えております。

**○金兵智則委員長** 他にございますか。

**○永本浩子委員** 指名競争入札ということになっていきますけれども、今回、何社くらいになったのでしょうか。

**○阿部昌和都市管理課参事** 入札業者は3社で入札を行っております。

**○永本浩子委員** 3社の中で競争入札をして北見の業者さんに決まったということなのですが、その3社の業者さんの中には、網走の業者はいなかったのでしょうか。

**○阿部昌和都市管理課参事** 業者につきましては、市内が1社、市外が2社ということになっております。

**○永本浩子委員** 市内業者も入った上での入札で、この会社が一番安かったということですね。  
わかりました。

了解です。

**○金兵智則委員長** 他にございますか。

**○小田部照委員** 除雪車両ということで、先ほど松浦委員からもお話があったように、納入期限なのですが、2月28日となっておりますが、昨年も違う種類ですけれど除雪車両を購入して、納入期限も同時期だったと思うのですが、現場のほうでちょうどシーズン前に入ってきたという経過は聞いていますので、その辺の早まった経緯などわかれば教えてくださいなのですが。

**○阿部昌和都市管理課参事** 経緯としては詳細はわからないのですが、車両の加工業者の努力で早まったのかなと思っております。

**○高橋勉都市管理課長** 補足させていただきますけれども、冬期の除雪車両につきましては、乗用車のようになっているものをそのまま納品ということにはならず、専用の附属装置ですとか、あるいはその除雪車両に適するような仕様にして納入していただくということになっておりますので、何せそういった特殊性を持っている車両なので、道内に特殊装備をする事業所といいますか、会社のほうが限られ

ているということで、この時期、網走市以外の部分でもこういった購入の契約がされていることが多いと思いますが、言葉が適切かどうかかわからないのですが、加工する工場の順番待ちというのでしょうか、順序によって早い段階にその工場加工に着手できると納品といいますか納入についても早くなるというような、そういう仕組みになっているということで御理解いただければと思います。

**○小田部照委員** わかりました。

ぜひまた今年度もシーズンに間に合うような、要望をしていただきたいと思います。

**○金兵智則委員長** 他に。

**○立崎聡一副委員長** ちょっと確認なのですが、除雪ドーザということで、今、多分2台所有されていると思うのですが、今回、現有車両の更新ということで入れかわると思うのですが、もう1台あるものと同じタイプのものなのでしょうか。

**○阿部昌和都市管理課参事** もう1台あるものと同じタイプ、同型となっております。

**○立崎聡一副委員長** 同じタイプということで、若干、現有車両のほうの重量が多分重いと思うのですが、その辺は支障ないのでしょうか。

**○阿部昌和都市管理課参事** 同じ車両になると認識しております。

**○立崎聡一副委員長** 除雪ドーザという名前なので、除雪のほうに支障がなければ別に問題はないのですが、現場の声を聞いたりしますと、ちょっと軽いのではないかという話もありますので、全くできないわけではないのですが、いずれにしても、時間がかかったりですとか、いろいろな意味で経費がかさむことも考えられますので、今回は、これで決まるのだと思うのですが、その辺もいろいろと考えて、今後、購入のほうも、更新のほうもしていただきたいなというふうに思います。

以上です。

**○金兵智則委員長** 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、お諮りをします。

議案第12号財産の購入については、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

---

**○金兵智則委員長** 続きまして、議案第13号市道の

路線認定についての説明を求めます。

○高橋勉都市管理課長 議案資料59ページ、資料11号をごらんください。

議案第13号市道の路線認定について御説明いたします。

認定します路線は、路線番号703、卯原内嘉多山線で、路線の延長、敷地幅員等は記載のとおりでございます。

認定の理由ですが、市道嘉多山中央線の道道昇格に伴いまして、市道となる道道嘉多山卯原内停車場線を市道卯原内嘉多山線として、新たに認定するものでございます。

60ページには、市道認定の位置図を添付しておりますので御参照いただければと思います。

以上で説明を終わります。

○金兵智則委員長 質疑ございますか。

○古都宣裕委員 かねてより、同じようなお話が何回もあると思うのですが、嘉多山中央線が道道に昇格することもわかるのですが、今回道道が市道になるということで、この道路もミルクローリーなど非常に酪農家さんが多い地域と認識しているのですが、除雪体制などそういったものの変化というのは、道道のときと同様の形になるのでしょうか。

○高橋勉都市管理課長 嘉多山中央線の道道昇格に伴います道道と同じような除雪を含めた道路の維持管理という部分は、過去の委員会等でも御質問があった部分かと認識しておりますが、過去にもお答えしていますとおり、今後において道道から市道になる部分、逆も当然そうなのですが、それぞれの道路管理者、網走市、北海道の部分においても、そういった道路の維持管理について、道道になったから市道になったから、除雪がこうなったということのないように双方で努めていきたいと考えております。

○古都宣裕委員 今までいただいた答弁と同じで、またそれを維持していただけるということでの答弁だと思うのですが、やはり道路近くに住んでいる酪農家さんたちは非常にそこを心配していますので、そこを間違いなく有言実行していただければと思います。

○金兵智則委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければお諮りします。

議案第13号市道の路線認定については、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それではここで、理事者入れかえのため暫時休憩をいたします。

午前11時47分休憩

午後1時00分再開

○金兵智則委員長 それでは再開します。

初めに、議案第2号網走市公共下水道特別会計補正予算について審査をした後、企画総務部、水道部関係の審査を行いたいというふうに思います。

それでは、議案第2号平成29年度網走市公共下水道特別会計補正予算について説明を求めます。

○中村昭彦下水道課長 議案資料20ページをごらん願います。

議案第2号平成29年度網走市公共下水道特別会計補正予算について御説明いたします。

補正の理由及び内容でございます。

国庫補助金の減額に伴いまして、公共下水道事業に係る工事費を減額補正するものでございます。

減額金額は、7,240万円でございます。

補正額ですが、歳出予算は補正前の額が5億7,716万7,000円、補正額はマイナス7,240万円、財源内訳は記載のとおりでございます。補正後の金額は5億476万7,000円でございます。

歳入予算は、記載のとおりでございます。

また、補正後の施工箇所については、議案資料21ページに記載のとおりでございます。

内容といたしましては、網走市公共下水道南部2-2排水区雨水幹線管渠布設工事、「ゲオ」の前から「クロネコヤマト」の前の区間を中止することとしております。

委託費の増額についてですが、平成30年度の事業要望が、5月に提出しました工事内容の中に高額な機器の工事があるため、北海道の積算要領により価格調査を委託し、適正な価格にて積算することとなっているため、更新機器実勢価格調査を追加するものであります。

続きまして、議案資料22ページをごらん願います。

平成29年度網走市公共下水道特別会計補正予算について、単独事業についての御説明をいたします。

補正の理由及び内容でございます。

昨年、下水道施設石綿含有調査をした結果、下水道施設の煙突内にアスベストが含有していることが判明したことから、改修工事を実施するため、単独事業に係る工事請負費を増額補正するものでござい

ます。

増額金額は、1,100万円でございます。

補正額ですが、歳出予算は補正前の額が7,440万6,000円、補正額がプラス1,100万円、財源内訳は記載のとおりでございます。

補正後の金額は8,540万6,000円でございます。

歳入予算は、記載のとおりでございます。

また、補正後の施工箇所につきましては、議案資料23ページに記載のとおりでございます。

内容といたしましては、下水道施設でありますスラッジセンター、つくしヶ丘中継ポンプ場の煙突改修工事を実施するものでございます。

説明は以上でございます。

**○金兵智則委員長** 質疑に入ります。

**○松浦敏司委員** 20ページの公共下水道特別会計補正予算の関係で、7,240万円の減額ということであります。

工事をしないことによって、影響といいますか支障というのではないのでしょうか。

その辺、伺いたいと思います。

**○中村昭彦下水道課長** 1－8配水区という「ホームマック」から「眼鏡市場」までが本年度で完了するということもありまして、つくしヶ丘地区の道路冠水が解消されるというふうに考えております。

「ゲオ」から「クロネコヤマト」の間は、以前、ちょっと年数は忘れたのですが、雨水管の整備は一時終わってしまして、その引き続きなものですから、影響はないかと思っております。

**○松浦敏司委員** ないことはないと思うのですが、いずれにしても、一定程度以前にやっているという点で、ということなのだろうと思います。

ここに委託料の700万円はそのまま増額という形になるのだろうと思うのですけれども、この辺はどういう関係でこのようになるのか伺いたいと思います。

**○中村昭彦下水道課長** 5月に平成30年度の予算要望、北海道に上げる要望があったのですが、その中で高額な機械が一部ありまして、それに対する機器の調査を前年度にやっておかないと、次の年4月に入ってからすぐ工事に入れないというような状況がありますので、今回要望した結果、その調査を必要として今回増額補正させていただいています。

**○松浦敏司委員** その辺は理解いたしました。

それで、いずれにしても、これは今回だめだけれども、また折を見て同じように国に対して要望して

いくということになるのだろうと思うのですが、その予定というのはどのようなものなのでしょう。

**○中村昭彦下水道課長** 本年実施できなかった事業については、北海道に必要性をしっかりとアピールをして、多くの予算をつけてもらえるように努力していきたいと思っています。

また来年は、本年度実施できなかった事業については、優先的に早期に実施していきたいと思っております。

**○松浦敏司委員** 理解しました。

それで次に、22ページのこれは単独事業での下水道施設のアスベストの関係ですけれども、一番問題なのは、工事のときに飛散しないような形を多分とるのだろうと思うのですけれども、どういった業者がこの工事をなさるのでしょうか。

**○小原功建築課長** ただいま、学校施設や美術館の改修工事を行っておりますけれども、その施設につきましては、札幌のアスベスト除去の専門業者が法や指針に基づいた養生を行いながら、撤去工事を行うものでございます。

**○松浦敏司委員** 安全に飛散しないような形でやっていただけるということのようですので、それはわかりました。

私からは以上です。

**○金兵智則委員長** 他にございますか。

**○永本浩子委員** ちょっと参考までに、先ほどの更新機器は金額の高いもので、多分来年それを請求するために今回その価格の調査をするという御説明だったのですけれども、具体的にはどういった機器になるのでしょうか。

**○中村昭彦下水道課長** 来年の工事内容としては、反応タンクといいまして、汚水をきれいにする施設を来年度、実施する予定をしています。

その中で、散気装置といいまして、空気を入れて微生物できれいにするという装置がありまして、その部分の機械の価格調査を行おうと思っております。

**○永本浩子委員** 汚水をきれいにする大事なところだと思うのですけれども、その価格調査ということで、大体どれくらい高額なのでしょう。

**○中村昭彦下水道課長** ちょっと今、手元に資料がないのですが、確か7,000万円ほどの機器だったと思います。

**○永本浩子委員** 了解いたしました。

**○金兵智則委員長** 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ採決に移ります。

議案第2号平成29年度網走市公共下水道特別会計補正予算につきましては、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのようにさせていただきます。

**○金兵智則委員長** それでは続きまして、議案第4号網走市税条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

**○伊倉直樹税務課長** 議案資料36ページ、資料2号をごらんいただきたいと存じます。

議案第4号網走市税条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

改正の趣旨でございますが、地方税法等の一部改正に伴い、当該条例の関係部分について所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、1点目は、個人市民税に関する引用条文の整理についてで、附則の条文中、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に文言を改めるもので、税額等の変更はございません。

2点目は、家庭的保育等の事業に係る固定資産税のわがまち特例の導入についてで、市町村の認可を受けた事業主等が行う家庭的保育事業等の用に供する施設等の固定資産税の課税標準について、国の参酌規定に準じて特例の割合を2分の1とする規定の条文を新たに整備するもので、現状の特例割合に変更はなく、現時点での該当事業所はございません。

3点目は、企業主導型保育事業に係る固定資産税のわがまち特例の導入についてで、子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が行う事業所内保育の用に供する施設等の固定資産税の課税標準について、国の参酌規定に準じて特例の割合を2分の1とする規定の条文を新たに整備するもので、こちらも現時点で該当する事業所はございません。

4点目は、市民緑地に係る固定資産税のわがまち特例の導入についてで、都市緑地法の改正により、緑地保全緑化推進法人が市町村長の認定を受けた設置管理計画に基づき設置管理する市民緑地の土地の固定資産税の課税標準について、国の参酌規定に準じて特例の割合を3分の2とする規定の整備を新たに行うもので、現状、該当する事業所はございません。

5点目は、地方税法の改正に伴う固定資産税に関する条文の整理についてで、主に条項の整理とわがまち特例の導入に伴う固定資産税に係る軽減割合について規定するものでございます。

6点目は、地方税法の改正に伴い、軽自動車税の文言等を整理するもので、平成31年10月1日の消費税10%引き上げの施行に向けて、附則第6条中、軽自動車税の次に「の種別割」を加えたほか、車種別区分に合わせて同条の表の文言整理を行うもので、税額の変更はございません。

本条例の施行期日及び経過措置につきましては、3の施行期日等に記載のとおりでございます。

また、新旧対照表につきましては、38ページから40ページに記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

**○金兵智則委員長** 質疑に入ります。

**○松浦敏司委員** まず、個人市民税に関する1の部分なのですが、「控除対象配偶者」からこれを「同一生計配偶者」に改めるというふうになっているのですが、これはどういう違いがあるのか、名前を変えるということですから、何らかの目的があって変えるのだらうと思うのですが、その辺、教えていただきたいと思います。

**○伊倉直樹税務課長** この目的といいますか、背景も関係してくると思うのですが、まず配偶者控除というのは、現在に比べて専業主婦世帯が非常に多かった50年以上前の昭和36年に創設された制度なのですけれども、その時代に比べて、現在のライフスタイルが非常に変わってきたということと、共働きの世帯がふえたということで、その働き方も配偶者控除内のパート主婦の方から、控除を超えた共働きの方など、多様な状況にあるということを踏まえた中で、このたび、平成30年の改正で「控除対象配偶者」から名称を「同一生計配偶者」ということ、それからもう一つ大きな特徴としましては、今まで主な生計の主体となるのは一般的に夫になると思うのですが、この方の所得の制限が加わるということによって、今回名称が変わったという背景がございます。

**○松浦敏司委員** 何となくわかりました。

それで、実は配偶者控除の関係で、103万円を今度は150万円ぐらいまでという案もあるのではないかなと思うのですが、そういった関係は、個人市民税云々というところと関連しているのだらうと思うのですが、その辺どうなのでしょう。

**○伊倉直樹税務課長** 今、お話ありましたが、主に一般的と言いますか、主に夫の扶養の範囲内で働く多くの女性のパート職員の方がいらっしゃると思うのですが、その方たちというのは、一般的に所得税で言いますと、年収で103万円の壁というのを非常に意識しながら就業調整を行っているという雇用環境というのがあるのではないかとというふうに思いまして、長年にわたるそういった部分の是正をするために、また、女性のさらなる活躍を推進するという背景もございまして、これまでは103万円の収入であれば最大38万円の配偶者控除を受けられたのが、今度の改正で150万円まで働いても同様38万円の控除を受けられるという形になるということとはございます。

**○松浦敏司委員** よく見えてきました。

そういう意味では、我々一般市民にとっても、これまで以上に働いても控除がこれまでどおり受けられるという点で、労働者にとっては有利なことになるのだろうというふうに思いますので、わかりました。

次に2番目、家庭的保育等の事業に係る固定資産税のわがまち特例の導入ということで、現在において市内にはないということなのですが、ここにある「事業所内保育の」というふうにあるのですけれども、これは市の認可が必要なものなのか、それとも、どういうものなのか伺いたいと思います。

**○伊倉直樹税務課長** 今、お話のありました事業所内保育という事業の内容ですが、まずこちらの事業にしましては、主に、事業所に設けた保育施設などで保育を必要とする従業員の子供を優先として、また、地域の子供も一緒に保育できるという事業でございまして、こちらの事業は、市町村の文化事業ということになっておりますが、網走市内では、今のところ事業所内保育で市の認可を受けている事業所はございません。

**○松浦敏司委員** では、市の認可を受けていない中で事業所内保育をやっているところはあるのではないかとと思うのですが、その辺はどのように把握をしているのでしょうか。

**○伊倉直樹税務課長** 基本的に、認可外保育になると思うのですが、こちらの所管は北海道になります。

お聞きしたところ、現時点では、先ほどお話しした事業所内保育的なものを行っているのは4施設あるというふうに聞いておりまして、それ以外に、私

立一般ということで、従業員以外よりもっと広くいろいろな形での受け入れをしている事業所が1カ所あるというふうに聞いております。

**○松浦敏司委員** わかりました。

思っていたよりあるのだなというふうに思います。

それで、ここの中で地方税法の規定を参酌して2分の1とするというふうにあるのですが、これはこの規定の範囲というのは、2分の1とするというふうになっているのですが、一定の範囲があるのではないかとと思うのですが、それはどういう範囲からどの範囲までなのでしょう。

**○伊倉直樹税務課長** 国が定める参酌標準というのは2分の1なのですがけれども、その範囲につきましては、3分の1から3分の2という範囲内という規定になっております。

**○松浦敏司委員** そういう中で市としては、国の参酌に基づいて2分の1にしたということなのだろうと思うのですが、例えば、3分の2というようなことは、今のところ考えていないということでしょうか。

**○伊倉直樹税務課長** 一つ言えることは、国の基準というのが、今回その2分の1ということになっているのですけれども、まずそこからその参酌基準を超えた設定をする理由が見当たらないといえますか、まずそういうのが一つあると思いますし、聞くところによりますと、ここの部分というのは、大きくは都市部における保育の待機児童が非常に多いという部分が根底にあるということで、網走市につきましては、今のところ、なかなかそういった都市部と同じような状況にはないということもございまして、国の参酌基準を用いたということでございます。

**○松浦敏司委員** よくわかりました。

次に、3番目の企業指導型保育事業と、これも市内にはないということでありまして、これと2番との違いというのはどうなのかよくわからない部分もあるので、その辺を説明していただきたいと思います。

**○伊倉直樹税務課長** まず、この企業主導型保育事業というのは、新たにできた事業の枠組みになるのですけれども、こちらにも主に事業所内においての従業員の子供の保育を中心とした、企業が主導型の保育施設ということになるのですけれども、大きな違いとしましては、子ども・子育て支援法に基づく、

国、政府の補助金を受けて実施するというのがこの企業指導型保育事業で、先ほどの事業にはそういった補助金がありませんので、そこは大きく違うということになるのですけれども、また、さらに特徴的なことを申しますと、まず、市町村の認可が不要だということと、複数の企業体による共同運営が可能であること、また、これも非常に都市部で見られる現象だと思うのですが、延長保育や夜間保育、休日の預かりと、こういったことが柔軟に対応できるということが先ほどの保育事業とは大きな違いかと思っております。

**○松浦敏司委員** これもよくわかりました。

市内に、これは今のところないということでありますので。

あと4番目の、市民緑地にかかる固定資産税のわがまち特例の導入ということですが、これも同じく市内にはないということなのですが、これは地方税法附則の規定を参酌して3分の2とするというふうになっているのですが、これも一定の範囲の中で3分の2というふうにしているのだと思うのですが、この辺でも内容を説明していただきたいと思います。

**○伊倉直樹税務課長** こちらにつきましては、市民緑地の認定にかかわるのですけれども、地方公共団体による都市部での都市公園整備には財政的な限界があると言われていた中で、民地の空き地を活用することにおきまして、都市において不可欠な緑地等を確保しまして、都市公園整備の不足を補完するということを大きな目的としまして、良好な都市環境の形成に寄与する民間事業者の取り組みを積極的に評価し、その取り組みを促進するということになるのですけれども、網走市におきましては、これもなかなか都市部を想定している部分が非常に大きいというふうに聞いておりますが、緑化不足という状況には必ずしもなくて、今のところ、こういった事業に該当するものはないのかなというふうに考えております。

**○松浦敏司委員** わかりました。

それで、6番目の軽自動車に関する文言の整理ということで、ここに種別割というような言葉も出てきておりまして、平成31年の消費税10%に云々という説明もあったわけですが、この辺でもちょっとわからないので、もう少しわかりやすく説明していただきたいと思います。

**○伊倉直樹税務課長** 議案資料の39ページの新旧対

照表のほうもごらんいただきたいのですけれども、こちらの左側が「現行」で、右側に「改正後」ということになっておりますが、現行欄の左側、「新条例第82条第2号ア」については、軽自動車税の3輪以上の車種・目的別区分について規定をしております、この一つの区分アの部分というのは、5区分になっているのですが、この一つの区分を今度改正後の右側の改正表のほうでいきますと、第82条第2号のアというのが、(イ)と(ウ)a、(ウ)bの3つの区分にしております、この区分の内訳としましては、上から3,900円が3輪で、下の6,900円と1万800円、真ん中の部分ですがこれが4輪乗用。そして3,800円と5,000円が貨物ということで、左と右を見てもらえればわかるように、税額の変更というのはなく、あくまで表の区分として、今回、改正をしているということになっておりまして、その次のその下の「附則第16条」という部分につきましては、グリーン化特例に係る重課、つまり13年を超える年式の車についての軽自動車税の適用を書いているのですけれども、こちらにつきましても、先ほどお話ししました3区分の3輪・乗用・貨物という形での適用区分をこちらで改めて整理をしたということになっております。

**○松浦敏司委員** これによって、今、説明があったように、現時点では、税額は基本的には変わらないというふうに捉えてよろしいですね。

**○伊倉直樹税務課長** 税額の変更はございません。

**○松浦敏司委員** とりあえず、わかりました。

難しい中身ではありますが、理解いたしました。

**○金兵智則委員長** 他にございますか。

**○永本浩子委員** 先ほど松浦委員の質問のときに、「控除対象配偶者」が「同一生計配偶者」に変わったその背景ということで質問があった中で、主たる者への所得制限が加わったというふうにおっしゃっていたような気がしたのですが、もう一度その辺を確認したかったのですけれども。

**○伊倉直樹税務課長** これまで配偶者控除を受ける場合というのは、主たる生計の生計者、一般的には旦那さんなのかもしれませんが、そちらのほうの所得制限というのはなかったのですけれども、今回は3段階に分かれることになりまして、まず、主たる生計者の所得金額が「900万円を超えて950万円以下」の枠組みと、それから、「950万円を超えて1,000万円以下」の枠組み、それから、「1,000万円を超えた場合」には、所得で配偶者控除の対象外

という形が新たに設けられたということになっています。

**○永本浩子委員** ということは、先ほど配偶者控除が150万円まで働いても38万円の控除が受けられるということだったのですけれども、主たる生計者のほうの収入が「900万円から950万円」のときと、「950万円から1,000万円」の2段階ではその配偶者控除を受けられる金額に今度差が出るのでしょうか。

**○伊倉直樹税務課長** 所得で900万円までは38万円受けられますけれども、900万円を超えた段階で、段階的に控除額が減っていくということになります。

**○永本浩子委員** 了解しました。

**○金兵智則委員長** 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、ここでお諮りをします。

議案第4号網走市税条例の一部を改正する条例制定について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

---

**○金兵智則委員長** 次に移ります。

続きまして、議案第5号網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

**○伊倉直樹税務課長** 議案資料の41ページ、資料3号をごらんいただきたいと存じます。

議案第5号網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

改正の趣旨でございますが、地方税法等の一部改正に伴い、当該条例の関係部分について所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、1点目は、企業主導型保育事業に係る都市計画税のわがまち特例の導入について、市税条例の改正同様、わがまち特例の導入に伴う都市計画税の課税標準について、地方税法の附則の規定を参酌し、特例の割合を2分の1とする規定の整備を新たに行うもので、該当する事業所は今のところございません。

2点目は、市民緑地に係る都市計画税のわがまち特例の導入についてで、市税条例の改正同様、わがまち特例の導入に伴う都市計画税の課税標準につきまして、地方税法の附則の規定を参酌し、特例の割合を3分の2とする規定の整備を新たに行うものでございまして、現状該当するところはございませ

ん。

3点目は、地方税法の改正に伴う都市計画税に関する条項の整理についてでございます。

本条例の施行期日及び経過措置につきましては、3の施行期日等に記載のとおりでございます。

また、新旧対照表につきましては、42ページから43ページに記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

**○金兵智則委員長** 質疑に入ります。

**○松浦敏司委員** これは先ほどの議案第4号市税条例の一部改正と同様の形なのだろうと、それが都市計画税というふうになっていると思うので、また今のところ、当市に対象となるものがないということなので、これは了承いたします。

**○金兵智則委員長** 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ採決に移ります。

議案第5号網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのようにします。

---

**○金兵智則委員長** 続きまして、議案第6号網走市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

**○小松広典職員課長** 議案資料44ページ、資料4号をごらんいただきたいと存じます。

議案第6号網走市職員退職手当支給条例の一部改正概要について御説明申し上げます。

初めに改正の趣旨でございますが、退職者が求職活動する場合、雇用保険法の失業給付に当てはめ、在職年数に応じた一般の退職手当がその失業給付額に満たない場合は、その差額を特別の退職手当として支給することとしておりますが、今般、雇用保険法が改正され、当該条例の関係部分について所要の改正をしようとするものでございます。

改正内容でございますが、失業給付の給付内容等が変更されることに伴う引用条文の整理で、1点目は、雇用情勢が悪い地域に居住する者の給付日数を60日延長する暫定措置を5年間実施し、また、災害により離職した者の給付日数を原則60日延長できることとするものでございます。

2点目は、職業安定法に規定する職業紹介事業者等の紹介した職につくために、住所を変更するもの

に対しても移転費の支給対象とし、3点目は、その他文言の整理を行うものでございます。

施行期日等につきましては、所要の経過措置を設け、(1)給付日数の延長と、(3)の文言整理につきましては、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用し、(2)の移転費の支給関係は、平成30年1月1日から施行しようとするものでございます。

条例の新旧対照表につきましては、後段に添付してあるとおりでございます。

説明は以上でございます。

**○金兵智則委員長** 質疑に入ります。

**○永本浩子委員** この改正内容のところの(1)の雇用情勢が悪い地域ということなのですが、これに関する規程というのはどのようになっているのでしょうか。

**○小松広典職員課長** 雇用情勢が悪い地域といいますが、都道府県が地域雇用開発促進法に基づいて、地域雇用開発計画を策定して、厚生労働大臣の同意を受けた地域になっておりまして、網走市はこちらのほうに入っておりません。

**○永本浩子委員** 了解いたしました。

**○金兵智則委員長** 他にございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

なければ、採決に移ります。

議案第6号網走市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例制定について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

---

**○金兵智則委員長** 続きまして、議案第9号網走市簡易水道事業条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

**○吉田憲弘上水道課長** 議案資料53ページ、資料7号をごらん願います。

議案第9号網走市簡易水道事業条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

初めに、改正の趣旨でございますが、国は、事業規模の小さい簡易水道事業の管理運営の効率化及び経営基盤の強化のため、水道事業の統合・広域化を推進していることから、当市において事業を行っております能取簡易水道事業と中央網走簡易水道事業の2事業を統合し管理運営を行うため、当該条例の所要の改正を行うものでございます。

次に、改正の内容でございますが、2事業の統合

後の名称を網走市簡易水道事業とし、給水区域、給水人口、給水量については記載のとおりでございます。

施行期日については記載のとおりでございます。

以上でございます。

**○金兵智則委員長** 質疑ありますでしょうか。

**○松浦敏司委員** 能取の簡易水道については、今で言えば北見市ですが、常呂町から水をいただいて供給していたと思うのですが、料金だとか、矛盾だとかは出ないのでしょうか。

**○吉田憲弘上水道課長** 今回の統合についてですけども、実際、給水区域内のお客様についての何か変更事項は何もございません。

**○松浦敏司委員** 私の認識が間違っているかもしれませんが、能取の簡易水道については、買入れの水の料金が安いはずですよね。

北見市の料金よりも、よその行政区に水を譲るといようなことで、その辺での料金の点では能取の地域も、それから、今回の中央地区の住民の給水料金と料金的には変わらないというふうになるのでしょうか。

**○吉田憲弘上水道課長** 料金等の体系については変わることはございません。

ここで、統合についての定義なのですが、統合については2種類ありまして、既存の給水区域と給水区域が10キロ未満の場合、施設の統合接続をし、安定供給を図るということでのハード統合と、10キロ以上ではあるのですが管理や会計を一本化するという、それによって事業の効率化を図るというソフト統合がございます。

当市の場合については、そのソフト統合に該当していきまして、なおかつ、現在の能取簡水と中央網走とも管理また会計は既に一本化されておりますので、その点についての変更事項はございません。

**○松浦敏司委員** 理解しました。

**○金兵智則委員長** 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ採決に移ります。

議案第9号網走市簡易水道事業条例の一部を改正する条例制定について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

---

**○金兵智則委員長** それでは次に移ります。

議案第10号網走市公共下水道スラッジセンター脱

水設備外更新工事（機械）請負契約の締結について説明を求めます。

○中村昭彦下水道課長 議案資料54ページ、資料8号をごらん願います。

下水道課所管の議案第10号網走市公共下水道スラッジセンター脱水設備外更新工事（機械）の請負契約について御説明いたします。

契約の内容でございますが、入札は平成29年5月25日に指名競争入札にて実施しております。

落札者の西原環境・そうけん特定建設工事共同企業体と1億9,656万円で契約を行おうとするものでございます。

工事完成予定日は、平成30年3月20日でございます。

次に、工事の概要でございますが、港町にありますスラッジセンターの汚泥処理における汚泥脱水設備、消化設備の更新を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○金兵智則委員長 質疑に入ります。

○松浦敏司委員 指名競争入札ということですが、何社でこの入札を行ったのか伺います。

○中村昭彦下水道課長 市外のプラントメーカーさんは5社、市内の水道施設設置業者としまして7社、そこで共同企業体を組んでいただいております。

○松浦敏司委員 その結果として、ここにおさまったということでしょう。

○中村昭彦下水道課長 それから、3つの企業体が入札参加しております。

○松浦敏司委員 わかりました。

○金兵智則委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければここでお諮りをします。

議案第10号網走市公共下水道スラッジセンター脱水設備外更新工事（機械）請負契約の締結について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、そのようにいたします。

---

○金兵智則委員長 続きまして、議案第11号網走市消火ガス発電設備設置工事請負契約の締結について説明を求めます。

○中村昭彦下水道課長 議案資料56ページ、資料第9号をごらん願います。

下水道課所管の議案第11号網走市消化ガス発電設備設置工事の請負契約について御説明いたします。

契約の内容でございますが、入札執行は、平成29年5月25日に一般競争入札にて実施しております。

落札者の株式会社神鋼環境ソリューションと2億304万円で契約を行おうとするものでございます。

工事完成予定日は、平成30年7月31日でございます。

次に、工事の概要でございますが、港町にありますスラッジセンターの汚泥処理における消化槽から発生するガスを利用して発電する設備の設置工事を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○金兵智則委員長 質疑に入ります。

○永本浩子委員 今回のこの消化ガス発電設備に関しては一般競争入札ということで、指名競争入札にするものと一般競争入札にするものとのこの違いというのは何か、市としての線引きはあるのでしょうか。

○佐々木浩司水道部長 一般競争入札と指名競争入札をどういうふうに使分けけるかなのですが、指名競争入札につきましては、市内で工事の実績があるような業者さんはある程度わかりますので、その辺を考えて指名競争入札ということにしております。

今回の消化ガスの場合、市内で消化ガスの発電をするという業者さんはまずいないということと、幅広くその辺できる業者さんを選定しなければならないということで、一定の条件をつけた中で、広く公募して一般競争入札ということで今回させていただきました。

○永本浩子委員 よくわかりました。

そして今回一般競争入札ということで、どれぐらいの企業が入札に加わったのでしょうか。

○中村昭彦下水道課長 一般競争入札に申請してきた方は1社でございます。

○永本浩子委員 1社だけということで、この神鋼環境ソリューションという所に決まったということですね。

金額的にも市としてもおおよそ思っていた金額と合致したということで、よろしいということですね。確認ですけれども。

○中村昭彦下水道課長 予定価格より安く入札していただいたので、契約を行おうと思うものでございます。

○永本浩子委員 了解いたしました。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○松浦敏司委員 平成30年7月ですから、およそ1年後に完成するということになるのだと思うのですが、これによって発電をするということですから、発電開始というのはいつごろ予定をしているのでしょうか。

○中村昭彦下水道課長 今の予定としては、平成30年8月1日から発電を予定しております。

○松浦敏司委員 わかりました。

これによって相当発電がされるということで、市にとっても大いに寄与するものだというふうに思いますので、理解いたしました。

○金兵智則委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ採決に移ります。

議案第11号網走市消化ガス発電設備設置工事請負契約の締結について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

---

○金兵智則委員長 次に移ります。

議案第14号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について説明を求めます。

○林幸一財政課長 議案第14号及び議案資料の61ページ、資料12号をごらんいただきたいと思います。

議案第14号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について御説明申し上げます。

「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条第8項の規定により、総合整備計画を変更するものでございます。

計画の変更点でございますが、平成26年度より取り組んでおります郊外地区における道路の舗装化と雨水側溝の整備を実施するもので、対象となる地域と事業費は、浦士別辺地での道路整備として200万円を追加するものです。

このうち、平成29年度の当初予算には1,000万円を計上しております。

本計画は北海道知事との協議が整っておりますので、今回、御審議の上、議決をいただきました後に、総務大臣に提出することとなります。

このことにより、財政上有利な辺地債の発行が可能となり、元利償還金の80%が地方交付税に算入されることとなります。

説明は以上でございます。

○金兵智則委員長 質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、採決に移ります。

議案第14号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ここで理事者入れかえのため、暫時休憩いたします。

午後1時51分休憩

午後1時53分再開

○金兵智則委員長 次に、請願2件、陳情1件について審査をいたします。

まず初めに、請願第14号地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願について審査をいたします。

○川原田英世委員 例年も上がっている請願であります。地方財政の充実・強化を求めるとは、ごくごく地方自治体としても当たり前の請願内容だというふうに思いますので、ぜひともこれは通すべきだというふうに思います。

以上です。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○永本浩子委員 公明クラブといたしましても、地方財政の充実・強化ということはとても大事なことです。公明党としても、国のほうに意見書を上げたりもしているものなのですから、ちょっと3番の地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこととあるのですけれども、この「トップランナー方式」の導入はそれぞれ自治体によってこういった事情は確かにあるとは思いますが、自治体として努力しているところを認めていくという方向性で骨太の方針ということで出てきたものなので、これを廃止・縮小にしてしまつて、どこの自治体も同じような感じで地方交付税が配置されるというのは、ここだけがちょっと引がかかるかなということで、もしここがなければ、採択したいところなのですけれども。

○松浦敏司委員 まさに今言ったことは全く逆で、本来地方交付税というのは、努力するしないにかかわらず、地方財政の状況は、それぞれ収入も違えば人口も違うという中で、全国どの自治体も公平にと

いうことで地方交付税というものはあるわけで、この「トップランナー方式」はその中で、努力という言葉でもあるけれども、いわゆるその地方交付税そのものが公平性を欠くような形に結果としてなるのです。

例えば、自治体の職員を減らすだとか、図書館なり何なり民間委託するだとか、あるいは、指定管理者制度にどんどん移していくというようなことをやれば、そこにたくさんの交付税を出しますよというような、いわばそんな形が「トップランナー方式」なので、まさにこの中で言っている「トップランナー方式」というのは非常に地方財政にとってネックになっていると思いますので、これは非常に大事な部分だというふうに思うので、削らないほうがいいだろうというのが私の考えで、この請願については当然これまでも採択をしてきましたし、私は採択すべきだと思います。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○小田部照委員 私も全文同意できますので、採択すべきだと思います。

○古都宣裕委員 私も採択で構わないと思っています以上です。

○立崎聡一副委員長 基本的に採択でいいとは思いますが、先ほど永本委員がおっしゃられたとおり、「トップランナー方式」という言葉にちょっと違和感があるなというところがございます。

というのは、地方交付税におけるというふうについてはいるのですけれども、「トップランナー方式」がまさに悪いような印象を受けかねないというか、廃止・縮小というふうに書いてあるので、その辺ももうちょっと考えてはみたのですけれども、どうもこの文言が引っかかると、この文言がなければ採択していいのではないかなというふうに私どもも考えております。以上です。

○金兵智則委員長 確認をさせていただいていいですか。

3番の「廃止・縮小」という文言ということですか。

○立崎聡一副委員長 3番をです。

○渡部眞美委員 請願第14号の全文の中にこの願意というのが入っていて、中段に「トップランナー方式」の導入について、先ほど松浦委員がおっしゃっていたように民間委託を前提とした云々ということが書いてありますし、この記のところに1から7まで事細かに書いてある中の3の部分が気になるとい

うことは承知しましたけれども、全体的な全文の中の大きく受けとめた中で、これは請願者の願意の中の詳細を記に書いたというふうに受けとめていくと、ちょっとイメージが皆さん気になるところがあるのかもしれないけれど、大きく地方財政の充実・強化を求めるといったことを地方からこういうものを採択して出していくといったようなことを求めて、私はなるべくこういうのは提出していったほうがいい請願だと思っていますので、採択の方向で何とかならないかなと思っています。

○金兵智則委員長 現状、3がある、なしの中でまず採択という意向は委員の皆さんの意見は一致しているのかなと委員長として思っております。

3の扱いをどうするかということで、今、渡部委員からもありましたけれども、永本委員いかがですか。

○永本浩子委員 この廃止・縮小を含めた検討を行うことというこの表現ではなくて、例えば全国知事会の中での高市総務大臣とのやりとりの中でも、そういったその各自治体の状況等もよく考えてそこを考慮してだとかという言葉が返答としては出ていたので、廃止・縮小ということではなくて、そういう各自治体における地域によって人口規模や事業規模の差異があるということをよく考慮した上での導入の仕方をお願いしたいとか、そういう形ならどうなのでしょう。

○金兵智則委員長 討議に移ります。

御意見のある委員の皆さまいらっしゃいますか。

○川原田英世委員 今の永本委員の発言を踏まえた上で、要するに、廃止・縮小を求めた検討を行うことではなくて、こういった問題も「トップランナー方式」の中に一部あるので、十分に注意するわけではないけれども、そういった文書であればいいということですかね。

○永本浩子委員 現実にはそういう自治体もあるのは確かなので、そういったことも配慮に入れた上で、自治体としての努力をしているところにも評価を持っていくという、そういう新しいやり方もやはり認めていくべきではないかなと思いますので。

○金兵智則委員長 暫時休憩します。

午後2時02分休憩

午後2時03分再開

○金兵智則委員長 再開いたします。

それでは請願第14号地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願につきましては、全会

一致をもって採択すべきものと決定したいというふうに思います。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

---

**○金兵智則委員長** 次に、請願第15号平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書提出についての請願について審査したいというふうに思います。

委員の皆さんの意見をお願いいたします。

**○川原田英世委員** 紹介議員に名前が載っているのですが、これも、例年提出させていただいているとおりであります。

やはり、1,000円を目指すというところ、現実的な社会的な景気の動向等もちろん踏まえていかななくてはならないのですが、その全文等にも記載させていただいているとおりでありますけれども、やはり、大幅に賃金を上げていくということは、地域からも声を上げていく必要があることではないかというふうに思いますので、ぜひともこれは通すべきだというふうに思います。

**○金兵智則委員長** 他に。

**○松浦敏司委員** この請願についても、よく理解できるというふうに思います。

特に今、もはや最低賃金が1,500円というふうに主張されるような時期にも来ていると。

しかし、そういう中では、当面1,000円というふうにもここには書かれております。

そういう意味では、必要なものだというふうに思いますし、当然、これは機械的にやるというふうにはならないと思いますが、中小零細業者に対する国もそれにバックアップするようなこともしていかなないと、単純に1,000円とか1,500円というふうにはならないとは思いますが、いずれにしても、この最低賃金を引き上げると、食べていける賃金にするという点では当然必要だというふうに思いますので、採択ということでもいいかと思います。

**○金兵智則委員長** 他に。

**○永本浩子委員** 公明党としましても、この最低賃金1,000円を目指すというのは以前から言っている内容ですので、特に北海道はもっともっと上げていかないと。

いろいろな声を聞いていまして、大変な状況だなというのはひしひしと感じていますので、これはぜひ採択だと思います。

その中でも、現実的には中小企業にとっては余り

急激な賃上げになってしまうと、それで経営が圧迫されてつぶれてしまうところも出てくるなどということがあってはいけないので、そのバランスが大事だとは思いますが、3番のところに、「中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策を」ということが書かれてあるので、採択でお願いしたいと思います。

**○金兵智則委員長** 他にございますか。

**○小田部照委員** 私も全文同意いたしますので、採択すべきだと思います。

**○金兵智則委員長** 他に。

**○古都宣裕委員** 私も採択の方向で、中小企業側の立場から見ていきなり雇用の賃金を上げるというのは厳しい部分もあると思いますが、文章の中に景気状況に配慮しつつという一文が入っていることもあり、採択の方向でいいと思います。

**○金兵智則委員長** 他にございますか。

**○立崎聡一副委員長** 皆さんいろいろお話されたとおり、最低賃金ということで、基本的には採択の方向でいきたいというふうに思います。

方向感はよくわかります。

先ほど松浦委員もおっしゃっていたとおり、食べていけるような賃金をと。

ただ企業側の中小企業、先ほど永本委員もおっしゃっていましたが、3番のほうに中小企業に対する支援の充実という文言も載っております。

景気の上向きとあわせて、やはり進めていかないと賃金ばかり上げて経営が成り立たないということも考えられると思いますので、そのあたりは十分注視された上で、やっていただければというふうに思います。

**○金兵智則委員長** それでは、請願第15号平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書提出についての請願につきましては、全会一致をもって採択すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのようにします。

---

**○金兵智則委員長** 続きまして、陳情第33号テロ等準備罪の立法について必要な事実を正確に伝えながら国民的議論を喚起することを求める陳情について、委員の皆さんの意見をお伺いしたいというふうに思います。

**○川原田英世委員** 陳情の全文を読ませていただきまして、非常に理解できる内容ではあるのですが、

記の2番にあるように、「採決は行わず」ということですけれども、本日、まさに採決が行われたということでもありますので、これは、これからどういう形で陳情者が考えるのかなというところもありますけれども、現段階では、結果を出すことなくという方向になるのかなというふうに考えております。

継続ということで。

**○松浦敏司委員** 非常に信じられない国会運営がなされていて、参議院の法務委員会の審議の途中、突如それを打ち切って、本会議に中間報告という形をとって強行するというのは、私、64年生きていますが、このようなことは初めて、まさにこれは、参議院の自殺行為というふうに言わなければならない状況だと思います。

テロ等準備罪というふうになっているけれども、国連の専門委員の人も言っているように、テロとは関係ありませんというふうに言っています。

しかし、こういう名前を使って法律をつくってしまったと。

結果として、私はこの陳情は採択すべきだと思いますが、けさ7時ちょっと過ぎに強行したということが極めて遺憾であるし、あってはならないことだと思います。

ましてや国会という立法府でこのようなことをやって、とんでもないというふうに私は怒りを込めて言いたいというふうに思います。

記の2のところでは、採決を行わずというふうになっているのだけれども、行ってしまったという点では、この辺をどうするかという問題もあるのですが、私の思いとしては、こういうふうに通ったとしても、地方の声として共謀罪という極めて私たちの日常、暮らしの中でプライバシーを侵害される内心を侵されるというようなメールや、あるいはLINEなどが勝手に警察の思いでのぞかれるということが平然としてやられるということが認められるという法律ですから、まさに平成の治安維持法とされているように、大変な法律ができてしまったということで、怒りを込めて採決をすべきだというふうに考えています。

**○金兵智則委員長** 他にございますか。

**○永本浩子委員** 今、いろいろと御意見がありましたけれども、私といたしましては、このテロ等準備罪というのは、日本は世界187カ国が締結しているこのT O C条約に2000年に署名をして、2003年に国会でも入りたいということで決議がされたにもかか

わらず入れない状態が続いていて、国連加盟国の中でまだ入っていないのは日本を入れて11カ国のみということで、状況としても、網走でもラグビーのスポーツ合宿が行われておりますけれども、日本でラグビーのワールドカップが行われ、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが行われるという世界的に注目のイベントがあり、テロリストに本当に狙われる可能性が高いこの時期を迎えるに当たっても、まだ、このT O C条約に加盟できないままでは、本当に国民の安全、そしてまた世界に対する責任もとれないのではないかと思います。

このT O C条約に早急に加盟し締結するためにも、このテロ等準備罪の国内法の整備というのは、大変大事なことだと私は思っておりますので、先ほど内心の自由を侵害するというお話もありましたけれども、公明党といたしましても、この点は本当にやはりきちんと配慮をしていかないと大変だということで、そのために二重三重の限定ということで、最初に重大な犯罪の実行を結合の目的とする組織的犯罪集団ということにまず限定をして、さらに共謀罪と違う点が、具体的・現実的な計画とそれに基づく準備行為があった場合ということで限定をしておりますので、この内心の自由を害するものではないと私は思っておりますので、この陳情に関しては、不採択ということをお願いしたいと思います。

**○金兵智則委員長** 他にございますか。

**○小田部照委員** 私も委員それぞれの主義主張の問題だと思います。

これは、私個人的には国の推移を見守るべきだと思いますので、これには賛同できないという形で不採択をお願いしたいと思います。

**○古都宣裕委員** 私のほうからも、日本はスパイ大国と言われるぐらい情報等には疎いところがあって、そういった意味でも必要な部分というののもわかるのですが、陳情にあるとおり、まだまだ議論が成熟されていない部分というののも確かに見受けられることから、私はこの中の記の2また3は、1と重複する意味合いがあることから、記の2と3を削った上で、もう少し国民的な議論を得て検討することという部分に対しては賛同できるので、記のうちの2は、もう採決を行っているような状態なので、そのうち2と3を削除すれば、私は採択してもいいのかなと思っております。

**○金兵智則委員長** 皆様からの意見をいただきましたけれども、それぞれ「採択」、「継続」、「不採

択」ということで意見の一致を見なかったということで、この陳情につきましては、閉会中継続審査ということに決定したいと思いますがそれでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、そのようにいたします。

ここで意見書案の印刷配布を行いますので、暫時休憩したいというふうに思います。

午後 2 時 15 分休憩

午後 2 時 28 分再開

○金兵智則委員長 それでは、再開をいたします。

意見書案の前に、職員課長から発言を求められておりますので、発言を許可します。

○小松広典職員課長 先ほどの議案第 6 号網走市職員退職手当支給条例の一部改正の質疑におきまして、永本委員からの雇用情勢が悪い地域というところの説明で、網走市は該当しないということでお答えしたのですが、北海道については、札幌公共職業安定所の管轄区域を除き、「全域該当している」、「ほかの地域は該当している」ということで、訂正しておわびさせていただきたいと思えます。

○金兵智則委員長 何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、意見書案がお手元に配られているかと思いますが、御一読いただきたいというふうに思います。

この意見書案 2 件につきましては、委員長名により委員会として本会議に上程することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

また、意見書の提出先は地方自治法第 99 条の規定に基づき、関係行政庁に提出することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、この後その他としまして、所管事務調査の実施についてなどを御協議いただきたいと思いますので、ここで理事者退席のため、暫時休憩いたします。

午後 2 時 30 分休憩

午後 2 時 31 分再開

○金兵智則委員長 再開をいたします。

まず、その他ですけれども、まず 1 項目めが所管事務調査の実施についてであります、皆さんのお手元に案が配られておりますけれども、これでよろ

しいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ありますか。この内容でよろしかったでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これにて決定とさせていただきます。

○金兵智則委員長 2 項目めに移ります。

行政視察についてであります。

まず今年度の行政視察について御協議願います。

まず初めに、行政視察を実施するかどうかについてはいかがいたしましょうか。

〔「実施する」と呼ぶ者あり〕

実施するということではよろしかったでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ではそのように、今年度も実施するというところで。

実施するとした場合に、日程・視察項目・視察先などを御協議願いたいというふうに思いますが、例年改選期は 10 月に実施しております。

また、視察項目・視察先についてなのですが、きょうのきょうというところで案をお持ちの方がもしあればですけど、ちょっと難しいのかなというふうに思いますので、今開会中にもう一度委員会を開きたいと思えますけれども、21 日にもう一度やりたいというふうに思っていますので、そのときまでに案を持ってきていただきたいというふうに思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

一応、例年どおり 10 月に実施とした場合、視察先と日程調整などの都合上、7 月上旬をめどに決定していきたいというふうに思いますので、なるべく次の委員会であらあら決めたいというふうに思いますので、御協力のほどよろしくお願いをいたします。

○永本浩子委員 今回の行政視察も前回同様、議会報告会に連動する形ということになるのでしょうか。そうすると、時期的にはすごく難しいですね。

○金兵智則委員長 今のところ、そのような話は来ておりませんので、そのようなことは時間的なものも含めてちょっと難しいのかなと思っております。

よろしいでしょうか。

○松浦敏司委員 今回も総務経済委員会に所属させ

ていただいて、その前からちょっと考えていたのは、昨年でしたか、厚木市の担当者が網走に来て、防災について講演しているのです。

防災に関して、厚木市が相当進んでいるという話も聞いたので、一つには、厚木市は友好都市でもあるのですけれども、厚木市の防災について調べたいというような私の思いはあります。

**○金兵智則委員長** ちなみに、厚木市の防災については、何年か前に総務文教委員会で、以前の委員会のときに、一度、厚木市に行って見てきているのは見てきているのです。

たしかそのときは、シティーセールスについてということと防災についてということで、ぼうさいの丘公園のほうを拝見させていただいたことがあります。

私は行っていますね。

改めてもう一度ということでもいいのかもしれませんが、それらも含めて6月21日の委員会の時に精査したいと思いますが、どうでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、そのようにしていきたいというふうに思います。

---

**○金兵智則委員長** 続きまして3番目、作況調査の実施についてです。

今年度の作況調査の実施について、実施するのかわからないかを御協議願いたいと思います。

ちなみに参考までに、昨年度は平成28年8月3日に嘉多山地区・中園地区・音根内地区・八坂地区・北浜でん粉工場ということで、畑の作況調査等を行っているという状況であります。

いかがでしょうか。

〔「実施する」と呼ぶ者あり〕

では、実施するという方向で、内容につきましては、それも21日にしますか。

あと、見せていただく先との関係もありますので、何か特段御意見があれば21日に、なければ正副に一任という形にさせていただければいいかなと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、そのようにさせていただきたいというふうに思います。

その他、委員の皆さんから何かありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これをもって総務経済委員会を終了させていただきます。

お疲れさまでした。

午後2時37分閉会

---

